

足立区中央本町1-17-1  
足立区役所北館4階  
都市建設部 都市建設課 景観計画係  
03-3880-5738  
tosi@city.adachi.tokyo.jp

この基準を守ることで…  
車窓からの眺めや  
周辺環境と調したまち並みを  
確保することができました。

日暮里・舎人ライナー沿線は特別景観形成地区です

# 眺めがいい理由。

わけ

建物を建てる時や  
広告物を掲出するときなどに

眺めに  
配慮しています



## 日暮里・舎人ライナー沿線地区とは

尾久橋通りから30mの範囲を「日暮里・舎人ライナー沿線地区」として特別景観形成地区に指定しています。  
この地区では地上からの景観と日暮里・舎人ライナーの車窓からの景観の両方を意識した景観形成基準を定めて、良好な景観誘導を進めています。

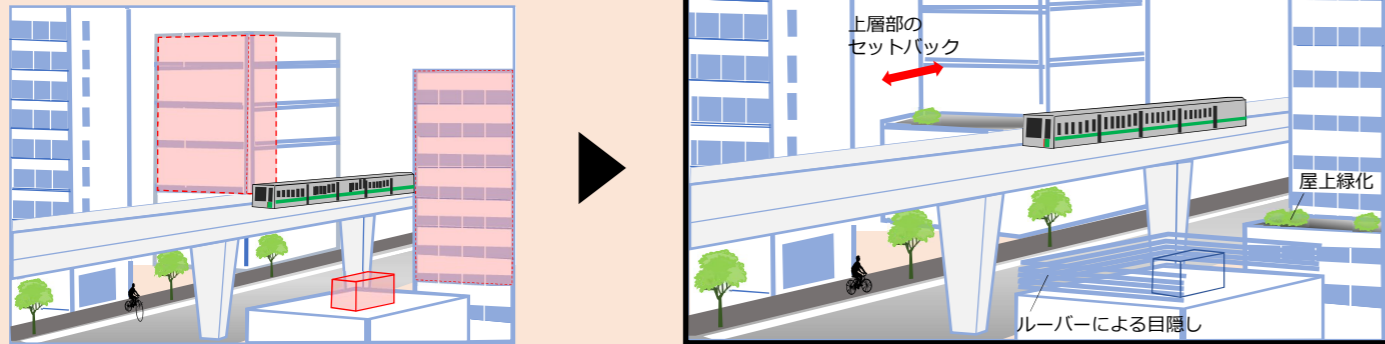
日暮里・舎人ライナー沿線地区では、「車窓からの視点」と「地上からの視点」を意識した景観形成基準を定めています。

建築物

屋外広告物

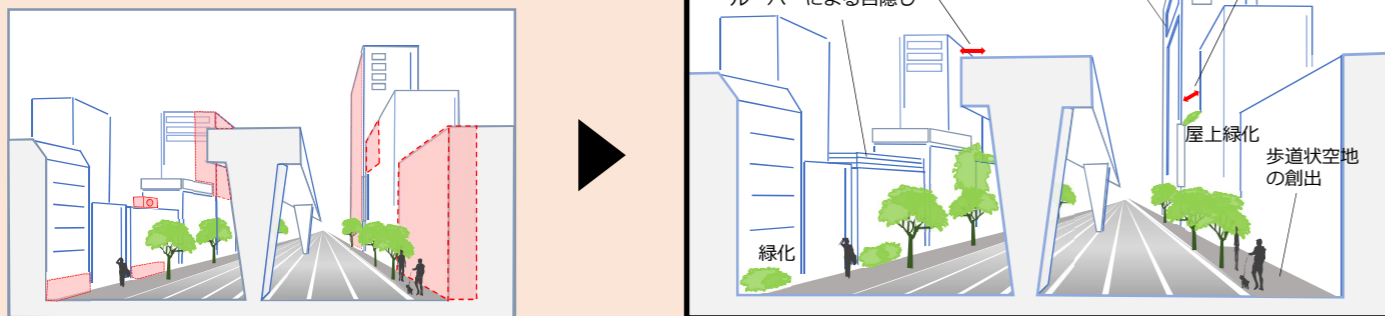
1 車窓からの視点～車窓からの眺望景観を可能な限り維持する

車窓からの眺望を維持するために  
 ・建物の一部をセットバックする  
 ・景観の妨げになる設備を隠す  
 ・既存樹を活かしながら緑化をする

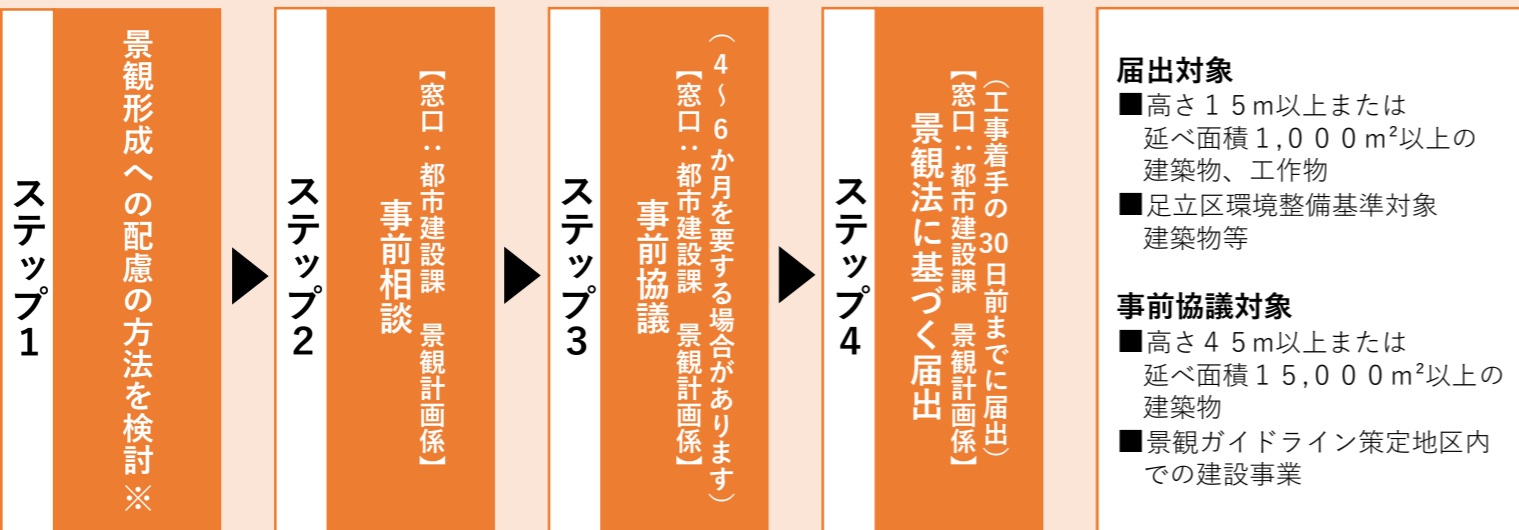


2 地上からの視点～沿線の特徴を活かし、ゆとりある歩行者空間を創出する

沿線の特徴を活かすために  
 ・街路樹と緑の連続性を考える  
 ・農地などの景観資源と調和する  
 快適な歩行者空間を創出するために  
 ・歩道状空地を創出する  
 ・圧迫感を軽減する工夫をする

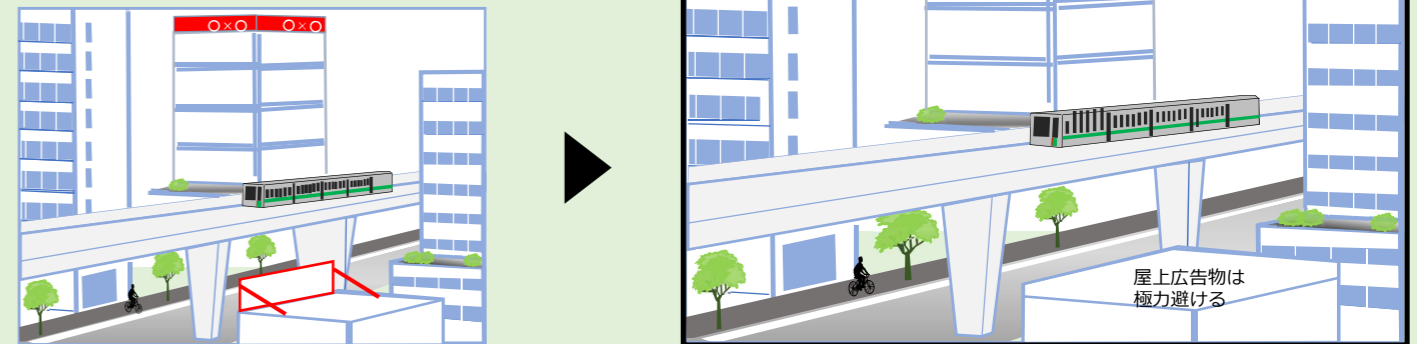


景観法に基づく届出の流れ【区へ届出】



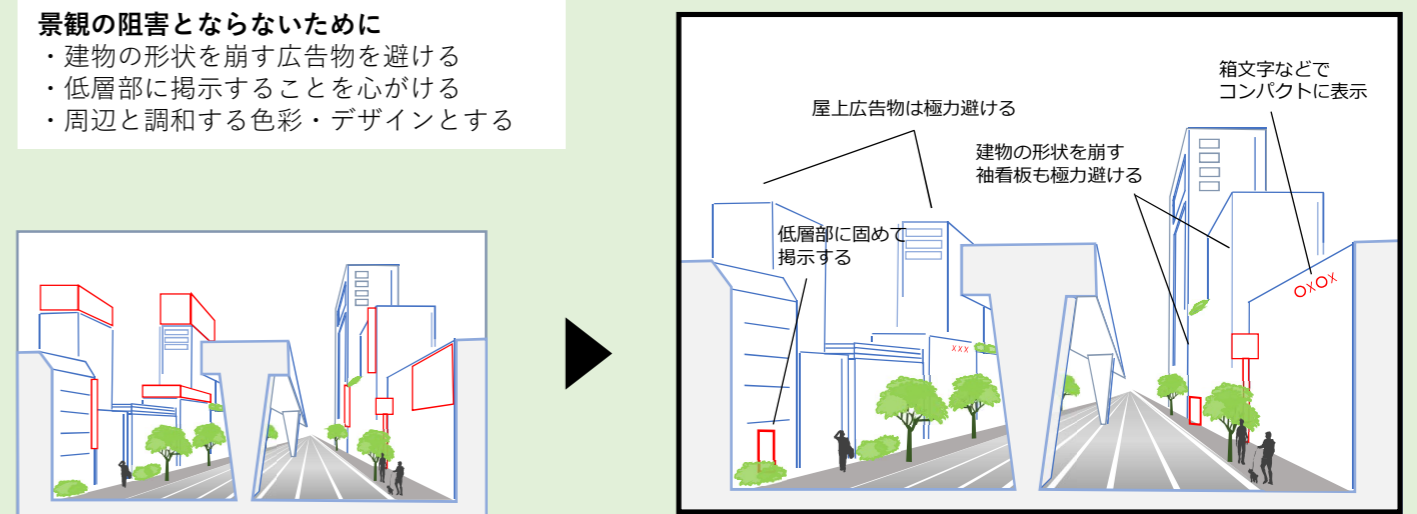
1 車窓からの視点～車窓からの眺望景観を維持・保全する

車窓からの眺望を維持するために  
 ・高架高さより上方への屋外広告物の掲示は極力避ける  
 ・景観の妨げにならないような色彩とする

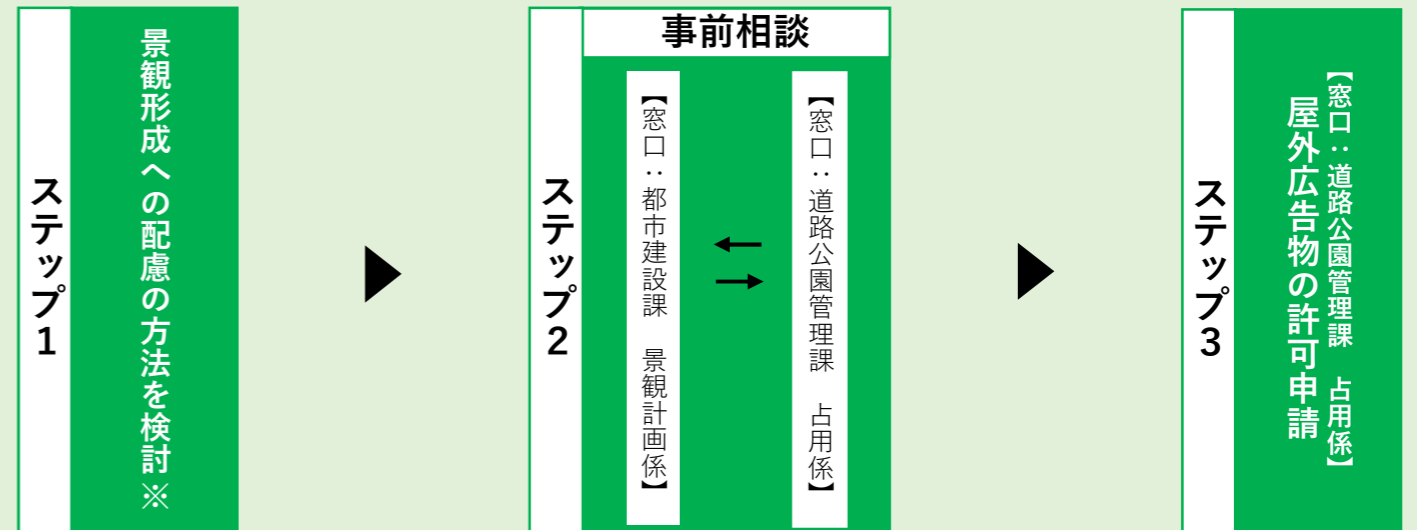


2 地上からの視点～景観の阻害にならない広告物とし景観づくりに寄与する

景観の阻害とならないために  
 ・建物の形状を崩す広告物を避ける  
 ・低層部に掲示することを心がける  
 ・周辺と調和する色彩・デザインとする



東京都屋外広告物条例に基づく許可申請の流れ【区へ申請】



※足立区ホームページ「日暮里・舎人ライナー沿線地区 景観形成のための基準解説書」をご覧ください。

手続きが必要となる対象、必要な書類については足立区ホームページ「景観法・足立区景観条例に基づく手続きについて」をご覧ください。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。足立区 都市建設部 都市建設課 景観計画係 03-3880-5738

